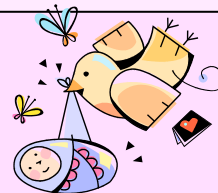


令和4年度

出生前児童の新規利用仮申請のご案内



産休明け保育は、利用開始日（4月1日）に生後56日（8週間）が経過しているお子さんが対象です。4月1日からの保育所等利用については、令和3年11月16日（火）までに申請していただいた方を対象に一次利用調整を実施していますが、申請時点では未出生の方は「仮申請」として申請書をお預かりします。仮申請に係る児童名は「ベビー+申請者氏名」を記入してください。出生前のため記入できない部分については記入不要です。

お子さんがお生まれになった後、令和4年2月10日（木）までに正式申請をしていただかないと認定・利用調整の対象外となりますので、くれぐれも注意してください。

【一次利用調整の対象となる場合】

- ① 令和4年2月3日（木）までに生まれた児童
- ② 仮申請をしており、令和4年2月10日（木）までに正式申請を行った申請児童

※1 原則、出生後14日以内に正式申請を行ってください。

※2 正式申請は出生後14日以内となっていますが、令和4年1月27日から2月3日までに出生した場合は、令和4年2月10日までに正式申請を行ってください。

【一次利用調整の対象とならない場合】

- ① 2月3日までに生まれたが、仮申請をしていない。
- ② 仮申請をしており、2月3日までに生まれたが、正式申請をしていない。
※2月10日までに正式申請をしなければ、利用調整の対象になりません。必ず正式申請を行ってください。
- ③ 2月4日以降に生まれた。
※仮申請をしていても、一次利用調整の対象にはなりません。
5月以降の利用を希望する場合は、改めて申請を行ってください。その場合、再度書類の提出が必要になります。

【仮申請をしたが、その後、正式申請を希望しなくなった場合】

速やかに仮申請をした区役所こども家庭支援課に連絡し、「給付認定申請取下書」および「利用申請取下書（兼利用申請内容変更届出書）」を提出してください。

【正式申請の方法】

「**正式申請用**利用申請書（保育所等用）」に必要事項を記入の上、仮申請をした区の区役所こども家庭支援課に提出してください。郵送の場合は必着です。期日までに正式申請を提出できない場合は、必ず相談してください。

お問合せは・・・



〒235-0016
横浜市磯子区磯子3-5-1
磯子区こども家庭支援課保育担当
電話：045（750）2435